

新しいスポーツ競技力向上サポート事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 山梨県知事(以下「知事」という。)は、新しいスポーツから世界で活躍するトップアスリートを輩出していくため、国体種目ではないオリンピック競技種目の競技団体(以下「補助事業者」という。)が競技力向上を目的として実施する事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、交付に関しては、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金交付の対象及び補助対象経費)

第2条 前条に規定する事業に係る補助金の交付の対象となる補助事業者は次のとおりとする。

- (1) 山梨県自転車連盟
- (2) 山梨県スケートボード協会
- (3) 一般社団法人日本サーフィン連盟山梨県支部
- (4) 山梨県テコンドー協会
- (5) その他、知事が交付の対象と認める競技団体

2 前条に規定する事業に係る補助金の交付の対象となる経費及び補助率は、別表に掲げるとおりとする。なお、交付限度額は予算の範囲内で決定し、補助事業者の申請数に応じて上限額の調整を行う。

(補助金等交付申請書及び添付書類の様式)

第3条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添え、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第1号の2)
- (2) 収支予算書(様式第1号の3)
- (3) 事業予算一覧表(様式第1号の4)
- (4) その他必要な書類

(補助金の交付決定)

第4条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があつたときは、これを審査のうえ適当と認められる場合は、速やかに交付の決定を行い、補助事業者に補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知する。

(補助金交付の条件)

第5条 規則第6条による補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更(別表に定める軽微な変更は除く。)をしようとするときは、事業内容変更承認申請書(様式第3号)を提出し、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、事業内容変更承認申請書を提出し、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 交付決定をした年度内において補助対象事業の履行が完了し、第8条の規定による実績報告書の提出があった場合において、補助金の額に減額が生じたときは、規則第13条に規定する補助金の額の確定をもって減額の変更交付決定とする。

(交付決定の取り消し等)

第6条 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。

- ア 補助金の他の用途への使用をしたとき
- イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- ウ 補助対象事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき
- エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき

- (2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助対象事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。
- (3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- (4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(補助金交付の方法)

第7条 補助金は精算払いとする。ただし、知事が、必要があると認める場合には、補助事業者に対し、概算払いにより交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

(実績報告書の様式、提出期限)

第8条 補助事業者は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の1月31日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添え、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書(様式第5号の2)
- (2) 収支決算書(様式第5号の3)
- (3) 事業決算一覧表
- (4) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 知事は、前条の報告を受けた場合には、報告書の書類審査及び必要に応じて現地調査等を行ない、当該報告が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(書類の保管)

第10条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表

補助対象事業	補助対象経費	補助率	軽微な変更
新しいスポーツ競技力向上サポート事業	1 報償費(指導者謝金) 2 旅費(指導者、強化選手 交通費・宿泊費) 3 使用料及び賃借料(会場 費)	1/2	1 補助対象経費の各費目間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合 2 補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合